

毎週火、木、土、日発行(但休日)に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇監査公告 各県税事務所監査の結果

## 監査公告

監査公告第百三十三号

地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和二十七年  
度及び同二十八年年度にかかる各県税事務所の定期監査を執  
行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和二十八年十二月十日

鳥取県監査委員 岸 本 政 嘉

木 南 貞 治

加 藤 定 治

角 田 健 太 郎

### 監査箇所

執行年月日

中部県税事務所

昭和二十八年九月二日

東部 "

"

九月九日

西部 "

"

九月二十九日

### 監査概評

今回東部、中部及び西部各県税事務所の昭和二十七年  
度及び二十八年年度にかかる定期監査を執行したのであるが、  
今回は特に機構改革後の運営状況並びにその成果に対す  
る考察と県税事務の現状を適確に把握するため事後監査  
とともに現年度の監査を併せて執行した次第である。即  
ち、各地方事務所の所管より県税事務を分離し、県下三  
県税事務所に統合した結果人員配置が能率的となり、且  
つ又税務機構が簡素化されたため相互の連絡調整、本庁  
との有機的結合が容易となり事務運営処理の状況から見  
ても一応成功しているものと認めた。なお各所共通事項  
の主たるものを掲げると概ね次の通りである。  
一 各県税事務所総体的県税徴収状況を見ると昭和二十  
七年度においては、調定総額四億六千五百六十五万九

千四十円二十銭に対し、収入済総額三億八千八百六十四万七千五百六十六円十銭で、調定額に対する収入率は八三・四％であり、昭和二十六年八五・一％に比すれば一・七％下廻つてゐるが、税額においては七千一百八十一万八千余円の増収となつてゐる。また昭和二十八年七月末日現在における収入総額は六千六百二十七万一千三百三十七円二十二銭で、調定総額一億七千二百二十七万九千余円に対し三八・五％であつて前年同期の収入比率三四・七％と比較すれば三・八％上廻つており結構なことであるが、この中滞納繰越調定額七千六百六十一万八千余円に対する収入状況は低調で僅か四百七万三千四百八十五銭徴收整理した程度であつたので一層の努力を要するものと認めた。

なお個人事業税の第一期課税を完了した八月末日現在調定額の状況から見て本年度は前年度に比し若干増徴し得るものと期待されるので関係職員の努力を希望してやまなす。

二 東部県税事務所及び中部並びに西部県税事務所にお

ける昭和二十七年県税徴收額は総額三億八千八百六十四万七千余円であつて東部四一・四％、中部一八・六％、西部四〇・〇％であるが、所員一人当り平均額は東部二百六十三万六千余円、中部二百四十万四千余円、西部二百六十八万四千余円であり、税源の潤渇している本県の実情から見て所員の努力に並々ならぬものがうかがわれる。また本県における徴税費の比率は全国的に見て低率とはいえないが、徴收総額に対する諸経費(含人件費)の率は東部五・三％、西部五・二％、中部三・〇％であつて中部県税事務所は他所に比し若干低位にある。勿論この比率のみをもつて云々することは適当でないけれども総合的に検討の余地があるものと認める。

なお昭和二十七年県税徴收状況を示せば左表のとおりである。

区分	税目	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定総額に対する収入未済額の比
東部	県税	一、九二、二三、八五、九三	一、〇八、八三、五五、〇八	一、七五、七六、四四	三三、二三、六七、九三	一六・三％
	県外税	三、五九、九四、四五	二、四四、二二八、六五	一、一五、七一、七二	一、〇七五、八〇七、八〇	三〇・三％
計		五、五二、一八、三一	三、五三、〇六、七三	二、九一、四八、一六	三、三〇一、六七五、七三	一六・四％
中部	県税	八六、五八、二七、三三	七三、三四、三〇、二六	九、〇五七、〇〇	一四、四九、九一、二六	一六・六％
	県外税	三三三、八四、〇〇	三三三、八四、〇〇	一	一	一
計		四一〇、四二、二七、三三	四一〇、四二、二七、三三	九、〇五七、〇〇	四一〇、四二、二七、三三	一六・六％
西部	県税	一六、九七、二五、九六	一五、六九、五五、八六	一七六、九九、八九	三、二〇、三〇、二二	一六・六％
	県外税	一、四四、二五、二五	一、二九、五五、四六	一、一四、六九、七九	一四九、七四、五〇	一〇・三％
計		一八、四一、五一、二一	一七、九九、一一、三二	一、九一、四九、六八	一、三五、〇五、七二	一六・五％
合計	県税	四、五九、〇四、三〇	三、八八、四七、五六、二〇	三、四三、五三、三四	七六、六六七、九三、七六	一六・四％
	県外税	五、三九、〇八、六〇	四、〇三、五五、三〇	一	一、三三五、五五、三〇	三三・〇％
計		九、九八、一三、九〇	七、九二、〇三、八六	三、四三、五三、三四	七、八二〇、〇三、〇六	一六・五％

三 事業税、法人事業税、遊興飲食税、入場税等各税目について課税及び徴税に当つては隣県の状況及び県下各地区の状況を総合調査し均等保持に留意してゐるようであるが、各所の実情は必ずしも適切と認め難いものがあり多額納税者に対する課税に不徹底の憾がある。

隣県の状況等を考慮しての措置と思われるが、一般に少額納税者に嚴で多額納税者(特別徴收義務者を含む)に緩であるように見受けられ、徴收に当つても強制執行の措置が採られているのは少額納税者が大部分のようであり考究を要する。徴收成績を挙げる上からも賦

課徴金の適正を図る上からも調査の徹底公正を期すことが最も肝要と認めるので今後留意を望む。

四 法人事業税の課税が遅延勝ちであり、二年前の未処理事項に対する穴埋ができていないものがある状況であるが、法人事業税係の職員は全般的に不足し中部県税事務所は僅か主事一名(年度中途より雇一名増)である、速かに増員すべきであり県当局の留意を望む。なお、経済事情に伴う経営不振を理由に不申告又は過少申告する傾向が各所に見受けられるが否認金額も多額に昇つている実情であり税収確保のため未処理事項の速急整理を望む。

五 税務職員は特殊勤務のため特に研修講習による知識技能の修得、教養、訓練が必要であり、昨年も措置を要望したところであるが、殆んど実施されておらず、漸く各所單獨に事務研究打合せ会を開く程度で間に合せている現状である。しかも職員の異動も頻繁でありそのつ度研究しながら事務処理するため賦課徴収能率に影響するところが大きい。事務の性質上人事交

流の必要も認められるけれども成るべく避けむしう待遇改善の措置を講じて専門的に職務に従事させることが適当と思うので県が主催して特別研修及び講習を一元的に実施するよう考究を望む。

六 遊興飲食税の申告納税状況は税制改正以來向上しているが、各業者よりの申告額は総じて過少額に失する。もつとも県はあらかじめ期待額を定めこれにより勧奨し追加申告を徴しているがほとんど期限後であり過少申告加算金の対象となつている。加算金は勸奨に応じないもののみでなく該当者には賦課すべきであり税法の履行を望む。

七 機構改革に伴い県税事務所の管轄区域が広汎となり勢い機動力の整備が要請され各所に自動車の配置が必要を認めるので県当局は早急に考慮されたい。なお各所別細部事項を示せば次のとおりである。

中部県税事務 昭和二十八年九月二日監査  
監査委員 岸 本 政 嘉

監査概況

木南 貞 治  
加藤 定 治  
角 田 健 太 郎

一 当所は本年五月機構改革により地方事務所の税務事務を分離し県税事務所として獨立したのであるが、税務機構の整備によつて本庁出先を通じての体係は確立されたものの、これによつて従来より僅か二名増員されたのと総務、課税の課制を設けた程度で、現在は所長以下三十名の職員を以つて所管事務の運営処理に当

つては未だ機構改革による成果を十分挙げるという段階に至つていない、しかしながら地方事務所において担当処理するに較べ所長は専念し得るのみでなく、東部及び西部県税事務所とともに協調連絡し時によつては相競合して成績向上に努力することも考えられ今後に期待致したい。

二 当所の管轄区域は東伯郡一円であり、東、西部のよ

く、事務引継は容易であり、且つ正確に処理しているものと認められたが従来未処理事項が相当あり速かに解決するよう要望する。未処理事項の中管内赤碕港を中心とする漁業に対して第二種事業税課税に関する見解については、他に影響するところを考慮し速かに公明正確な調査を遂げた上措置するよう特に留意を望む。

三 直接税課税事務の中法人事業税の処理が著しく遅延しており措置対策が急務であるが、担当吏員は僅か一名であり当局は職員の充実増員を速に行うべきである。即ち管内法人数は現在二二五件(株式会社九四、有限会社七三、合資会社一六、合名会社二一、企業組合二一)あるが同属会社が多く一般に過少申告及び申告遅延の傾向が見受けられた。処理したものについて見ても否認件数が極めて多い実情である。未処理件数を決算期別に見ると昭和二十五年一件、同二十六年三件、同二十七年二六件、同二十八年一五件、計延一四五件で大半未処理となつている。なお法人台帳は整備しているが一覽表を作製して全般的に処理状

況を把握し、組織の状況、納期、申告期日、設立及び休廃の動向等を知悉することが能率的と認めるので実施されたい。

四 遊興飲食税の調定減額を年度末に十二万余円しているが事由が薄弱である。なお異議申立を口頭処理しているが書類申請により処理すべきである。また納付額で調定していたが申告書を徴し調定すべきである。

五 入場税の中特別興行の前売券が申請による交付枚数の一割程度しか使用されずほとんど返済されている。検税を励行するとともに検税復命も整備されたい。またパチンコの検税が余りされず外計基準により賦課しており申告も規定どおり励行されていないので申告の励行と共に滞納整理に努力されたい。

六 当所管内に麻雀一、將棋一の営業者があるが入場税が課税されていないので実情を調査し処理されたい。

七 業者より入場券の月例報告を翌月十五日までに報告することになつていないが期限内に履行されてない。又月報を全然提出していないものがある。嚴重励行させ

検税とあわせ課税の基礎資料として整備されたい。

八 当管内には滞納額一千四百四十万余円あり滞納整理計画を樹て努力しているが監査の結果、大口滞納者に対する整理が充分とはいえないのでこれらに対する具体策を特に考究されたい。

九 納税思想の普及のため納税組合の結成並びに育成強化については他管内に比較し相当努力しているが、その設置数は現在四十九組合に過ぎないので一段と努力を望む。

一〇 当所は地方事務所より分離独立したとはいえ、同事務所の一室で事務を処理しており狭隘である。特に差押物件の保管倉庫もない状態であるので、独立庁舎を建設すべきである、善処を望む。

東部県税事務所 昭和二十八年九月九日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

加 藤 定 治

監査概況

一 当所は本年五月一日機構改革により鳥取県税事務所及び岩美、八頭、気高各地方事務所の税務事務を統合し所長以下六十一名の職員を以て昭和二十七年年度出納整理事務及び昭和二十八年年度の業務処理に当り適正に処理しているものと認めた。

二 昭和二十七年年度における各所の県税事務の引継は正確に行つていないものと認めだが書類整理になお不十分な点があり計数の照査に時間を要したようであるが他の機関との引継引受関係は常に明確にし突合を容易にするよう心掛けられたい。

三 昭和二十七年年度における当所の県税決算総額は調定額一億九千二百三十三万三千八百四十六円、収入済額一億六千八百三十三万五千九百九十四円であり八三・七%余の徴収成績となり、未収額三千一百十三万二千六百八十円を生じ翌年度に繰越している。なお未収額の七割六分強に当る二千三百八十七万七千余円は昭和二十六年以前に滞納繰越によるものでありこれが徴収整理に努力しているものと認めだが、年度内に繰越額の二割

六分程度しか整理できない実情であり困難なことが察せられるが一層の努力を望みたい。

四 昭和二十八年年度における県税賦課徴収事務は機構改革によつて組織の簡素化と内容の強化がなされ、職員配置も合理化し更にまた郡市間の課税均衡の面から見ても改善されつつあるよう見受けられ統合は一応成功しているものと認めただ従来の方針実績に検討を加え課税の厳正公平と徴収確保に一段留意されたい。

五 昭和二十七年、八両年度における八月三十一日現在現年度事業税等主要税目の課税状況は次のとおりであつて法人個人とも上昇しているが経済事情に伴う所得増加によることも勿論であるけれども職員の研究努力によるものと認める。即ち昭和二十八年年度は個人事業税、特別所得税につき十四種目一四〇件の抽出調査を行い不均衡を是正するとともに調査基準を確立して能率化をはかり、また個人調査においても調査班四班を編成し、特に負担の公平に留意し四、五二四件を実施してゐるが一日一人当り平均七件余に当り努力の跡が見ら

れる。しかしながら法人事業税については管下一般法人本店六四〇、支店一一〇、特別法人(課税可能と認められるもの)八であるが、これに対する課税台帳及び一覽表が未整理であつていわゆる穴埋整理が不十分

である。即ち法人事業税の調査未処理件数は五月末日現在四五二件、監査当日四〇三件に及びしかも昭和二十六年に調査課税すべきものも相当件数ある状況につき処理計画を樹て速かに措置されたい。

八月末日現在における課税状況(主要税目)

税目	昭和二十七年	昭和二十八年	比較増減	備考
事業税	二五、八七、七〇三	二、四四、一八七	九六%増	
法人	一七、四五、六四〇	三、九一、〇四〇	三・七%増	
個人	七三、一四〇	一、九、六九〇	二四・四%増	
特別所得税	二、五、六七〇	一、八二、七四〇	七・七%増	
自動車税	八〇、九三、九二	三、二六、〇三八	三・五%増	
遊興飲食税	七、二五、六六九	三、五九、四九九	四九・二%増	
入場税				

法人事業税調査未処理件数

組織別	決算期	所属年度	計
株式会社	昭和二十六年	昭和二十七年	三
	昭和二十七年	昭和二十八年	六
有限会社			三
			二八
			三
			二四
			二四八

合資会社	合名会社	合計
一	一	九
六	二	一六
四	一	二〇八
一〇	三	四〇三

六、鳥取市大火による罹災者の滞納状況は左表のとおりであるが県は条例をもつて徴收猶予分納方法を認めており強制執行するにも躊躇せざるを得ない状況のようである。国税はこれ等に対しては減免の措置をとつておる関係もありこれが整理は容易ならざるものと思料するが他の納税者に悪影響を及ぼすので別途計画をたてる等して整理されたい。

罹災者滞納税額整理状況

(昭和二八、八、三一現在単位万円)

件数	税額	徴収額		徴収猶予中のもの		その他
		件数	税額	件数	税額	
一、八〇六	二、三九六	三六六	七二	六八	一、三五九	四九三
						一六六

七 最近における一般的傾向として、納税思想の低下があげられる。即ち納期内完納は調定額に対し約二割乃至三割程度でその後督促状の発送により多少納入するもほとんど所員が直接納税者に当つて徴収している現状であつて納税思想普及の急務を痛感する次第であるがこれについては見るべき施策を講じていないので研究の上善処を望む。なお管下には納税組合の設置が甚だ不振につき設置の呼びかけに努力されたい。

八 遊興飲食税並びに入場税は前者については諸資料並びに夜間検税、後者(常設館)に対しては毎月四五回程度の終日検査及び毎日一定時間による概数調査等を行い業者に調査額及び査察額を指示し申告の勧奨に努めておるため申告状況は余程良好になり決定額に対する異議申立もほとんど皆無の様であり推奨すべきである。

九 遊興飲食税、入場税の検税結果が確実に複命されず、また基礎資料の編さん保存が十分でない。目下訴訟中のものに対しても基礎資料の不十分な点があるようである。

ある。常に検税結果の記録は編綴整備しておくべきである。

西部県税事務所 昭和二十八年九月二十九日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

加 藤 定 治

角 田 健太郎

#### 監査概況

一 当所は本年五月機構改革により米子県税事務所と西伯地方事務所及び日野地方事務所財務課を統合し新発足し所長以下五十八名(内休職三名)の職員により総務課(庶務係九、徴収係一七)並びに課税課(直税係一六、間税係一〇)に所管業務を分担して概ね円滑に処理しているものと認められたが冒頭に述べた如く今後留意改善すべき点があるので一層努力されたい。

二 統合に伴う昭和二十七年及及び二十八年年度の事務引継は正確であり適切と認められたが他所同様過年度の未整理事項がなお相当件数あるので速かに整理を要するも

のと認める。なお統合によつて組織機構は簡素強化されたが従前の関係職員合計六十二名(地方事務所における一般収入事務担当者を含む)が五十八名(所長共)となりしかも休職者が三名あるので事務処理は相当過重となつているものと見受けられた。また前年度扶桑銀行より借上移転した新庁舎に全員を收容することができないため課税課は西部地方事務所の一室に分散して職務しており運営上考慮すべきであり能率の見地からも当局の措置対策が緊要と認められた。

三 当所課税課における法人事業税の担当者は主事三名に過ぎないが法人台帳及び賦課状況一覽表を整備し課税整理の能率を期していることは他所に較べて優れているが職員が少いため管内法人数八九五件を完全に調査することは困難と見受けられたので内部的に人員の調節をして未処理解決をはかることが望ましい。しかしながら未処理中には数年来不申告のものもあり、また申告分についても実態調査に相当時間を要すると思われれるもの等見受けられるので恒久対策としては全般的に税務

職員の充実(特に法人関係は専門知識能力を要するの特別研修により養成すること)が必要と思うので研究されたい。

四 課税調査は人員の関係もあり一人当たり処理件数が多いが課税の均衡について最も意を用うべきであり、調査能率を挙げるため大口納税については二人以上をもつて処理することが適當ではないかと考える。いづれにしても十分研究の上処理されたい。

五 遊興飲食税の申告については諸資料を基本として事前勧奨に努力しており九〇%まで当所の期待額を維持しておけることは所員の努力であり結構と認められた。今後一層の努力を望む。なお遊興飲食税、入場税の調定減額に実情記録のないものがある。検税並びに調査結果を整備し事情により執行停止、調定減額等処理すべきである。パチンコ業者の検税調査が不十分のようであり復命も整備されていなかった。

六 常設館の滞納繰越入場税未納額が米子市内に約二百四十万円ある、分納を認め整理しつつあるも一層の努

力を望む。

七 自動車税の徴収成績は極めて不振と見受けられたので納税勧奨をし徴収に努力されたい。

八 納税組合の活動が漸く協力的になつたことは結構であるが、当管内には二十組合程度であるので設置につき一層努力を望む。

九 徴収猶予の際は税法による申請書を提出せしめることが肝要であり手続せずに徴収猶予及び分割納入せしめることのないよう留意されたい。

一〇 市内の徴収現金を都部に出張の際所持しているが事故防止からして主任出納員に引継の上出張すべきである。

一一 二十八年七月末現在過課納金還付弁償金二十三万三千三百五十九円(九六件)ありその中二十七年年度中のものが一万八千五百七十三円(三六件)ある。早期還付を要望する。なお弁償金を年度当初より予算化すべきである。